

安田女子大学・安田女子短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

大学における研究は、社会からの信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。公的研究費を使用するに当たり、社会に対する説明責任があることを自覚した上で、研究活動等に係る適正な業務遂行に努めなければならない。

安田女子大学及び安田女子短期大学（以下「本学」という。）は、公的研究費に係る運営・管理等に関する規程（学園制定）に基づき、本学における公的研究費の使用に関する行動規範を下記のとおり定める。

本学において研究又は研究補助その他本学の公的研究費の運営及び管理に携わるすべての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

記

- 第1** 研究者等は、公的研究費は本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 第2** 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係法令及び本学が定める諸規程並びに事務処理手続及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 第3** 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 第4** 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 第5** 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないように行動しなければならない。
- 第6** 研究者等は、公的研究費に関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 第7** 研究者等は、公的研究費の不正使用を知り得た場合は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。